

長ス協第113号

令和4年3月7日

競技団体代表者 様  
地区スポーツ協会代表者 様  
小・中・高・大学体育連盟代表者 様  
総合型地域スポーツクラブ代表者 様  
スポーツ少年団単位団代表者 様

(公財) 長岡市スポーツ協会  
会 長 市 村 輝 男

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る高校生のスポーツ活動について (依頼)  
(令和4年3月7日時点)

このことについて、令和4年3月4日付長ス協第112号で依頼したところですが、高校生対象の活動につきましては、別紙、県立学校長宛て教保第835号「部活動実施上の留意事項について (通知)」に準じ、適切に対応をお願いします。

つきましては、貴団体内に周知いただくとともに、引き続き、長岡市と連携した感染拡大防止にご協力をお願いします。

## 記

### 1 感染防止対策について

- (1) 活動場所、更衣室等での密を避け、活動前や休憩中はマスクの着用や手洗いを徹底すること。
- (2) 発熱等や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
- (3) 各競技団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。
- (4) 「生徒が密集する活動」や「近距離で組み合ったり接種したりする運動」は実施を慎重に検討すること。

## 2 活動の制限について

- (1) 活動は通常の活動場所でのみ行うこと。
- (2) 公式大会等への参加を除き、原則昼食を挟まない活動とすること。
- (3) 大会への参加は、高体連、高野連、競技団体が主催する全国及びブロック単位の大会及びその予選会（以下「大会」）に限る。
- (4) まん延防止等重点措置適用都道府県との往来の際には、前後にPCR検査等を実施すること。
- (5) 他団体、大学生及び社会人との交流は、大会等への参加以外行わないこと。
- (6) 県外での活動は、大会等への参加以外は行わないこと。
- (7) 宿泊を伴う活動は、大会等への参加に限り、必要最小限の泊数で行うこと。  
その際、1室あたりの宿泊を最小限にするとともに、宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、事前に十分に打合せを行うこと。
- (8) 活動前後に生徒同士で会食をすることを控えること。また、大会等への参加の際の昼食については、三密を避けるとともに、会話をせず、短時間で済ませること。